

みんなで創る自治基本条例市民会議代表者会のタタキ台 及び上越市議会自治基本問題調査特別委員会のまとめの内容について

1 「前文」、「目的」

(1) 市民会議代表者会 タタキ台

(前文)

上越地域の市町村は、日本海の恵み、そして頸城の山々と大地の水と緑に恵まれた四季折々の美しい自然に抱かれ、こまやかな人の心と文化をはぐくみながら、それぞれの歴史を刻み、栄えてきました。

しかし、近年の少子高齢化の急速な進展と地方分権の時代の幕開けは、住民に最も身近な行政と住民自治の在り方を今一度考える契機となりました。

私たち上越地域の 14 市町村の住民は、地方分権時代の幕開けを地域の新たな飛躍への希望と捉えて、「豊かさ、安らぎ、快適な生活を市民が支えあう自主自立のまちづくり」という基本理念の下、平成 17 年 1 月 1 日、新しい上越市を出発させました。

新しい上越市は、それぞれ歩んできた歴史とはぐくんできた文化、そして恵まれた自然を地域資源として大切にしながら、一つのまちとして、ともに支えあって、みんなが安全に安心して快適に暮らせるまちとして私たちが自らの手でつくり上げ、次の世代に引き継いでいかなければなりません。

そのためには、私たち一人ひとりが、お互いを理解し、人を大切にする心と郷土愛の意識をより一層はぐくんでいくとともに、まちづくりの主体として、私たちの生活に最も身近なところから行政運営に参画し、行政と協働でまちづくりを進めていくことが必要です。

このような認識を共有し、私たちがまちづくりの主体となって自主自立のまちづくりを進めるための住民自治の最も基本的なルールとしてこの条例を制定します。

(目的)

第 1 条 この条例は、本市における住民自治の基本的な理念と住民自治に関する基本的な事項を明らかにし、もって、市民が主体となる自主自立のまちづくりを推進することを目的とする。

(2) 特別委員会のまとめ

■全体像、基本理念、前文

＜考え方については、各会派の意見集約表をもって替える＞

- ・全体的に、市民にやさしい言葉で、わかりやすい表現を使う。
- ・さらに、上越市らしさ、上越版らしさを織り込む。
- ・前文には、上越の歴史や文化、特色等も入れ込む。
- ・理念では、「市民が主権者であること、市民の信託に基づき市長と市議会が置かれている」という大原則を明記する。
- ・市民と市と市議会がともにまちづくりの担い手であることを記載する。

2 「住民投票制度」

(1) 市民会議代表者会 タタキ台

(市民投票制度)

第 条 市長は、市政運営に係る重要事項について、広く市民の意見を確認しその意見に沿った決定をなすため、市民投票を実施することができる。

2 本市の住民基本台帳に登録されている年齢満〇〇歳以上の者は、市政運営に係る重要事項について、その総数の〇〇分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して市民投票の実施を請求することができる。

3 市議会の議員は、市政運営に係る重要事項について、その定数の〇〇分の1以上の者の賛成を得て、市民投票の実施を発議することができる。

4 前3項の規定による市民投票の対象者は、年齢満〇〇歳以上の者で本市の住民基本台帳に登録されている者とする。

5 前項に定めるもののほか、第1項から第3項までの規定による市民投票の実施方法は、別に条例で定める。

6 市長は、第1項から第3項までの規定による市民投票が実施されたときは、その結果を尊重して市政運営を行わなければならない。

(2) 特別委員会のまとめ

■住民投票制度

<制度に関する項目を設けることで全会派一致>

・住民投票による結果は尊重する。

<常設型か非常設型かについては結論を出さず、両論併記とする>

3 「市議会の責務」

(1) 市民会議代表者会 タタキ台

(市議会)

第 条 市議会は、市民の負託を受けて選ばれた市民の代表によって構成される意思決定機関であり、かつ、適正な行政運営を監視すべき機能を有する機関であることに鑑み、全市的な視点及び私たちのまちを健全な状態で次世代に引き継ぐための視点に立って、その機能を果たさなければならない。

⇒文章が長く難しいので、第2項のように箇条書きにわかりやすく整理する。

2 市議会は、市民の負託を受けて選ばれた市民の代表によって構成されていることに鑑み、次に掲げる事項を基本として運営されなければならない。

- (1) 議会の運営の透明性を確保すること。
- (2) 市民への説明責任を果たし、市民との信頼関係を確保すること。
- (3) 市民の意見を聴き、その意見を議会運営に反映させること。

(2) 特別委員会のまとめ

■市議会の責務

<議会の責務と議員の責務は分けて記載する>

<「議会の権限」の項目を入れるという意見もある>

・議会の責務として、

市民の意見を聞き、市政に反映すること

市民との情報共有を図ること

開かれた議会運営につとめ、説明責任を負うこと

監視機能だけでなく、政策立案機能、立法機能も発揮すること を規定する。

・議員の責務として、

議員の職務を誠実に遂行し、議会の責務を忠実に実行すること

常に自らの立場や考えを明らかにすること

市民の代表として普遍的な利益のために活動すること

自らの資質と能力(政策審議、政策立案等)を高めるために自己研鑽を怠らないこと を規定する。

・議員の責務の中に、「別に定める倫理条例を遵守し、議員の品位と議会の品格保持に努めること」を規定する。

4 「自治基本条例の最高規範性、改正手続」

(1) 市民会議代表者会 タタキ台

(この条例の位置付け等)

第 条 この条例は、本市における住民自治について、本市が定める最高規範であり、市は、他の条例、規則等の制定、改正又は廃止に当たっては、この条例を尊重して、この条例との整合を図らなければならない。

(改正手続)

第 条 市長は、この条例の改正又は廃止を提案しようとするとき（地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条の規定に基づく付議である場合を除く。）は、あらかじめ第〇条第1項に規定する市民投票を実施し、市民の意見を聴かなければならない。

2 市長は、前項の市民投票の結果、その対象者の過半数の賛成が得られなかったときは、この条例の改正又は廃止を提案してはならない。

3 議員は、その定数の〇〇分の1以上の者の賛成がなければ、この条例の改正又は廃止を発議してはならない。

⇒これはあくまで考えられる手法の一つであり、この他に、事前に住民投票ではなく市民会議や審議会など市民を含めた検討会に諮って賛成を得たうえでなければ提案できないとする手法も考えられる。

最高規範性を担保するために、改正及び廃止の議決についてハードルを高くしたいという思いであるが、その手法については、法との整合を踏まえながらさらに検討を要する。

(2) 特別委員会のまとめ

■最高規範性と改正手続

- ・自治体の憲法として、市の最上位の条例として位置づける。
- ・その担保として、
 - 新たな条例等を制定するときは本条例の趣旨を最大限尊重すること
 - すでにある条例や規則等はすべて本条例との整合性を図ること
 - 法令の解釈や運用にあたっては本条例の主旨に基づくこと を規定する。
- ・年数を記した見直し規定を設ける。（年数については別論議とする）
- ・制定、改正については市民の意見を尊重する。

<改正の手続きについては結論を出さず、今後の検討課題とする>